安城市環境保全指導基準

第１　水質汚濁防止対策

別表の１「水質」に規定する基準値（市の基準）を維持すること。

第２　下水排除水質汚濁防止対策

別表の２「水質（下水道接続）」に規定する基準値（市の基準）を維持すること。

第３　大気汚染防止対策

ばいじん量及び有害物質については、施設の種類ごとに法及び県条例で定める許容限度以下とすること及び別表の３「大気」に規定する基準値（市の基準）を維持すること。

第４　騒音防止対策

特別な事情がある場合を除き、別表の４「騒音」に規定する市の基準値の居住地域並の水準を維持すること。また、特別な事情があると認められる場合は、立地予定地域（地域の種別がある場合は種別）に係る同表の市の基準値を維持すること。

第５　振動防止対策

特別な事情がある場合を除き、別表の５「振動」に規定する市の基準値の居住地域並の水準を維持すること。また、特別な事情があると認められる場合は、立地予定地域（地域の種別がある場合は種別）に係る同表の市の基準値を維持すること。

第６　悪臭防止対策

市内全域において、平成２４年安城市告示第７８号２（臭気指数の規制基準）に規定する第一種地域における敷地境界線、排出口及び排出水についての規制基準を維持すること。

第７　土壌汚染防止対策

有害物質を含んだ排水を土壌に漏えいさせない様に日ごろから機器等の点検を行うこと。

第８　地盤沈下防止対策

水利用の合理化及び工業用水への転換等の対策に努めること。

第９　緑化

工場等の立地の条件に応じて工場立地法、安城市緑化条例その他の関係法令の定める最低限度より５％を上回る緑化率（環境施設と合わせたものも同様とする。）の確保を目標とするよう努めること。

第１０　排出

前各項に定めるもののほか、公害対策を困難とする物質を排出しないこと。

第１１　立地

企業が工場等を建築しようとするときは、住工分離の観点から原則として工業専用地域を選択すべきこと。

　　　附　則

この指導基準は、昭和５３年１月から施行する。

　　附　則

この指導基準は、平成１７年４月１日から施行する。

　　附　則

この指導基準は、平成３０年２月１日から施行する。

　　附　則

この指導基準は、令和５年３月１日から施行する。

別表

１　水　質

|  |  |
| --- | --- |
| 項　　　　　　目 | 基準値（許容限度） |
| 国の基準 | 市の基準 |
| 生活環境項目（日平均排水量５０㎥以上） | 水素イオン濃度（㏗） | 　 | ５．８～８．６ | ６．５～８．５ |
| 生物化学的酸素要求量（ＢＯＤ） | ｍｇ／Ｌ | １６０（１２０） | １０ |
| 浮遊物質量（ＳＳ） | ｍｇ／Ｌ | ２００（１５０） | １０ |
| ノルマルヘキサン抽出物質含有量 | 鉱物油 | ｍｇ／Ｌ | ５ | ２ |
| 動植物油 | ｍｇ／Ｌ | ３０ | １０ |
| フェノール類含有量 | ｍｇ／Ｌ | ５ | ０．２ |
| 銅含有量 | ｍｇ／Ｌ | ３ | ０．２ |
| 亜鉛含有量 | ｍｇ／Ｌ | ２ | ２ |
| 溶解性鉄含有量 | ｍｇ／Ｌ | １０ | ２ |
| 溶解性マンガン含有量 | ｍｇ／Ｌ | １０ | ２ |
| クロム含有量 | ｍｇ／Ｌ | ２ | ０．２ |
| 大腸菌群数 | 日間平均個/１ｃ㎥ | ３，０００ | ３００ |
| 窒素含有量 | ｍｇ／Ｌ | １２０（６０） | １２０（６０） |
| 燐含有量 | ｍｇ／Ｌ | １６（８） | １６（８） |
| 有害物質（有害物質を使用する全ての事業所） | 弗素及びその化合物（弗素として） | ｍｇ／Ｌ | ８ | ６ |
| カドミウム及びその化合物（カドミウムとして） | ｍｇ／Ｌ | ０．０３ | 検出されないこと。 |
| シアン化合物（シアンとして） | ｍｇ／Ｌ | １ | 検出されないこと。 |
| 有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びＥＰＮに限る） | ｍｇ／Ｌ | 1 | 検出されないこと。 |
| 鉛及びその化合物（鉛として） | ｍｇ／Ｌ | ０．１ | ０．１ |
| 六価クロム化合物（六価クロムとして） | ｍｇ／Ｌ | ０．５ | ０．０５ |
| 砒素及びその化合物（砒素として） | ｍｇ／Ｌ | ０．１ | ０．０５ |
| 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物（水銀として） | ｍｇ／Ｌ | ０．００５ | 検出されないこと。 |
| アルキル水銀化合物 | ｍｇ／Ｌ | 検出されないこと。 | 検出されないこと。 |
| ポリ塩化ビフェニル（ＰＣＢ） | ｍｇ／Ｌ | ０．００３ | ０．００３ |
| トリクロロエチレン | ｍｇ／Ｌ | ０．１ | ０．１ |
| テトラクロロエチレン | ｍｇ／Ｌ | ０．１ | ０．１ |
| ジクロロメタン | ｍｇ／Ｌ | ０．２ | ０．２ |
| 　 | 四塩化炭素 | ｍｇ／Ｌ | ０．０２ | ０．０２ |
| １．２－ジクロロエタン | ｍｇ／Ｌ | ０．０４ | ０．０４ |
| １．１－ジクロロエチレン | ｍｇ／Ｌ | １ | １ |
| シス－１．２－ジクロロエチレン | ｍｇ／Ｌ | ０．４ | ０．４ |
| １．１．１－トリクロロエタン | ｍｇ／Ｌ | ３ | ３ |
| １．１．２－トリクロロエタン | ｍｇ／Ｌ | ０．０６ | ０．０６ |
| １．３－ジクロロプロペン | ｍｇ／Ｌ | ０．０２ | ０．０２ |
| チウラム | ｍｇ／Ｌ | ０．０６ | ０．０６ |
| シマジン | ｍｇ／Ｌ | ０．０３ | ０．０３ |
| チオベンカルブ | ｍｇ／Ｌ | ０．２ | ０．２ |
| ベンゼン | ｍｇ／Ｌ | ０．１ | ０．１ |
| セレン及びその化合物 | ｍｇ／Ｌ | ０．１ | ０．１ |

　備考　数値は最大値とする。ただし、括弧内については、日間平均とする。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ２　水　質（下水道接続） | 　 | 　 | 　 |
| 項　　　　　　目 | 基準値（許容限度） |
| 国の基準 | 市の基準 |
| 健康項目 | カドミウム及びその化合物 | ｍｇ／Ｌ | ０．０３以下 | ０．０３以下 |
| シアン化合物 | ｍｇ／Ｌ | １以下 | ０．５以下 |
| 有機燐化合物 | ｍｇ／Ｌ | １以下 | ０．５以下 |
| 鉛及びその化合物 | ｍｇ／Ｌ | ０．１以下 | ０．０５以下 |
| 六価クロム化合物 | ｍｇ／Ｌ | ０．５以下 | ０．３以下 |
| 砒素及びその化合物 | ｍｇ／Ｌ | ０．１以下 | ０．０５以下 |
| 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 | ｍｇ／Ｌ | ０．００５以下 | 検出されないこと。 |
| アルキル水銀化合物 | ｍｇ／Ｌ | 検出されないこと。 |
| ふっ素及びその化合物 | ｍｇ／Ｌ | １５以下（境川・衣浦） ８以下（矢作川） | ８以下 |
| 生活環境項目 | フェノール類 | ｍｇ／Ｌ | ５以下 | ３以下 |
| 銅及びその化合物 | ｍｇ／Ｌ | ３以下 | ２以下 |
| 亜鉛及びその化合物 | ｍｇ／Ｌ | ２以下 | ２以下 |
| 鉄及びその化合物（溶解性） | ｍｇ／Ｌ | １０以下 | ５以下 |
| マンガン及びその化合物（溶解性） | ｍｇ／Ｌ | １０以下 | ５以下 |
| クロム及びその化合物 | ｍｇ／Ｌ | ２以下 | １以下 |
| 水素イオン濃度（㏗） | 　 | ５越９未満 | ６．０～８．５ |
| 生物化学的酸素要求量（ＢＯＤ） | ｍｇ／Ｌ | ６００未満 | ３００未満 |
| 浮遊物質量（ＳＳ） | ｍｇ/Ｌ | ６００未満 | ３００未満 |
| ノルマルヘキサン抽出物質含有量 | 鉱油類 | ｍｇ/Ｌ | ５以下 | ３以下 |
| 動植物油 | ｍｇ/Ｌ | ３０以下 | １５以下 |
| 窒素含有量 | ｍｇ/Ｌ | ２４０未満 | １２０未満 |
| 燐含有量 | ｍｇ/Ｌ | ３２未満 | １６未満 |
| 沃素消費量 | ｍｇ/Ｌ | ２２０未満 | １１０未満 |

　３　大　気

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 基準値（許容限度） |
| 国又は県の基準 | 市の基準 |
| 硫黄酸化物排出基準（Ｋ値） | １７．５ | ３ |
| 燃料使用基準（硫黄含有率） | ０．８％ | ０．８％ |

４　騒　音

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 　　　地域 |  | 国 ・ 県　の　基　準　値 | 市　の　基　準　値 |
| 種別 | ＡＭ８～ＰＭ７ | ＡＭ６～ＡＭ８ | ＰＭ１０～ＡＭ６ | ＡＭ８～ＰＭ７ | ＡＭ６～ＡＭ８ | ＰＭ１０～ＡＭ６ |
| ＰＭ７～ＰＭ１０ | ＰＭ７～ＰＭ１０ |
| 居住地域 | Ａ種 | ４５ | ４０ | ４０ | ４５ | ４０ | ４０ |
| Ｂ種 | ５０ | ４５ | ４０ | ５０ | ４５ | ４０ |
| 未指定地域 | ６０ | ５５ | ５０ | ５０ | ４５ | ４０ |
| 準工業等地域 | ６５ | ６０ | ５０ | ５０ | ４５ | ４０ |
| 工業地域 | ７０ | ６５ | ６０ | ６５ | ６０ | ５０ |
| 工業専用地域 | ７５ | ７５ | ７０ | ７０ | ６５ | ６０ |

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 （単位はデシベル）

備考１　Ａ種とは、第１種低層住居専用地域、第１種中高層住居専用地域及び第２種中高層住居専用地域をいう。

　 ２　Ｂ種とは、第１種住居地域及び準住居地域をいう。

３　未指定地域とは、居住地域、準工業等地域、工業地域及び工業専用地域を除く地域をいう。

　 ４　準工業等地域とは、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域をいう。

５　振　動

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  地域 |  | 国 ・ 県　の　基　準　値 | 市　の　基　準　値 |
| 種別 | ＡＭ７～ＰＭ８ | ＰＭ８～ＡＭ７ | ＡＭ７～ＰＭ８ | ＰＭ８～ＡＭ７ |
| 居住地域 | Ａ種 | ６０ | ５５ | ６０ | ５５ |
| Ｂ種 | ６５ | ５５ | ６０ | ５５ |
| 未指定地域 | ６５ | ６０ | ６５ | ５５ |
| 工業地域 | ７０ | ６５ | ６５ | ６０ |
| 工業専用地域 | ７５ | ７０ | ７０ | ６５ |

 　　　　（単位はデシベル）

備考１　Ａ種とは、第１種低層住居専用地域、第１種中高層住居専用地域及び第２種中高層住居専用地域をいう。

　 ２　Ｂ種とは、第１種住居地域及び準住居地域をいう。

３　未指定地域とは、居住地域、工業地域及び工業専用地域を除く地域をいう。